

詳しくは WEB サイト
をご覧ください。

「有機農産物新規取扱支援」

～有機農産物の生産・販売拡大支援～

本事業の取組について

有機農産物の市場拡大に向けて、新たに有機食品を取り扱う食品事業者や流通事業者の増加を図るため、有機農産物の試行的な取扱いや、協議会を設置して新たな市場への試験的な導入を行う取組について一定の範囲内で支援する取組です。

補助対象の概要について

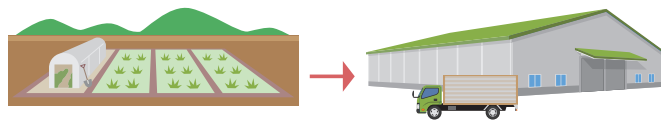
【補助対象①】 上限金額 300 万円 農業者と販売事業者による新規取引

◆補助対象条件

- 令和4年度以前から農産物
(有機農産物が有機農産物以外かは問わない)の取引実績があること。
- 事業実施要領や農林水産省が必要に応じて別途行う、有機農産物の販売等に係る状況調査等に、可能な限り協力すること。
- 農業者及び事業者が新たな取引契約により有機農産物等の取扱いを開始する又は増やす取組。

◆補助対象者

- 有機農産物を生産する有機農業者・有機農業者等を含む協議会
- 食品事業者 (小売事業者、飲食サービス事業者、加工食品製造事業者)
- 流通事業者 (食品事業者と取引がある者に限る)
※ 令和4年度以前から農産物の取引実績があること。
※ 団体・組合等の情報が不明瞭な場合は、対象から除外される事があります。



有機農業者・有機農業者等を含む協議会

食品事業者・流通事業者

有機農産物の生産者との直接取引のみが対象

申請は取引を行う農業者・事業者どちらが行ってもOKですが、補助を受けられるのは申請された一方のみとなります。

※同一の取引が両者より申請された場合、両者へご連絡しどちらが申請されるか決定頂きます。

簡易対象チェック

- ✓ 現時点～令和6年2月末までに、新しい企業・生産者と取引を行う予定がある。
もしくは、既存取引先と新規品目の取引予定がある。
- ✓ 生産者との直取引である。
- ✓ 取引商材は、有機 JAS 認定の青果・加工品もしくは、環境保全型農業直接支払交付金の有機農業の取組対象となっている農地での農産物である。

申請は農業者・
事業者どちらが
行っても OK!

【補助対象②】 上限金額 400 万円 新たな市場への有機農産物等の試験的な 導入を行う取組

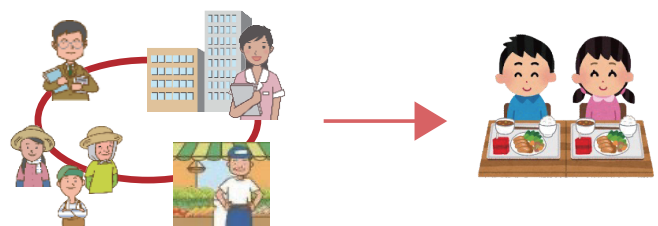
◆補助対象となる取組

- ★ 新たな市場 (公的機関等の給食、食堂等を含む。) への有機農産物等の試験的な導入に係る検討会の開催。
 - ★ 有機農産物等の試験導入 (支援対象は掛かり増し経費に限る)。
 - 有機農産物等の継続利用に向けた需要調査の取組。
 - 有機農産物等の生産地の情報収集やマッチングに係る取組。
 - その他、有機農産物等の試験導入に必要な取組。
- ※★の取組は必ず実施すること。

◆補助対象者

- 関係者で構成する協議会。
※事業実施要領や農林水産省が必要に応じて別途行う調査等に、協力すること。
※事業実施翌年度以降の有機農産物等の継続利用に向けて方針の検討を実施し、検討結果を報告すること。
※その役員等が暴力団員でないこと。

◆事業の取組イメージ



新たな市場の関係者による協議会を形成

新たな市場(給食等)における
有機農産物の試験的導入

簡易対象チェック

- ✓ 公立または私立の学校 (幼稚園、小学校、中学校等) や保育園の給食、病院や会社の食堂等への有機農産物・加工品の導入を検討している。
- ✓ 協議会を形成出来る。(想定構成員: 市町村、給食の提供事業者、登録納入業者、生産者、JA、経済連等)
- ✓ 導入商材は、有機 JAS 認定の青果・加工品もしくは、環境保全型農業直接支払交付金の有機農業の取組対象となっている農地での農産物である。

上記簡易対象チェックに当てはまる方は、申請をご検討もしくは事務局にご相談ください。

事業の手続きの流れ

